

お知らせ

給与計算時に注意！

令和3年度の健康保険料率・介護保険料率が改定されます。

I. 健康保険料率、介護保険料率共に引き上げ

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率は、毎年3月分（4月納付分）から見直しが行われます。健康保険料率は都道府県ごとに異なり、北海道については引き上げとなりました。介護保険料率は全国一律で引き上げとなります。なお、厚生年金保険料率および雇用保険料率については変更ございません。

令和3年3月分（4月納付分）からの北海道の保険料率は次のとおりです。

	令和3年2月分まで	令和3年3月分から
健康保険料率	10.41% (事業主・被保険者折半 5.205%)	10.45% (事業主・被保険者折半 5.225%)
介護保険料率	1.79% (事業主・被保険者折半 0.895%)	1.80% (事業主・被保険者折半 0.9%)
厚生年金保険料率	変更なし (18.3%) (事業主・被保険者折半 9.15%)	
雇用保険料率	変更なし 一般の事業 0.9% (事業主負担 0.6%・被保険者負担 0.3%) 建設の事業 1.2% (事業主負担 0.8%・被保険者負担 0.4%)	

II. 健康保険料が都道府県ごとに異なる理由

各都道府県の保険料率は、都道府県ごとにかかる医療費に基づいて算出されており、必要な医療費（支出）が異なるため、保険料率の差が生じます。

そのため、医療費が高い都道府県は保険料率が高くなり、低い都道府県は保険料率が低くなります。

因みに、保険料率の高さを都道府県別に見てみると、北海道は全国2位となっており、医療費の高い地域となっております。

III. 社会保険料の控除月

給与から控除する社会保険料は、以下のように事業所の控除月に合わせて「保険料額表」に基づいて控除して下さい。

1. 社会保険料を**当月**支給の給与から控除している場合

→ **3月支給の給与から変更**

2. 社会保険料を**翌月**支給の給与から控除している場合

→ **4月支給の給与から変更**

IV. 賞与の計算方法

令和3年3月以降に支給する賞与の社会保険料計算は以下のとおりです。

※ 今回、厚生年金保険料率についての変更はございませんので、従前どおりの保険料率での計算となります。

例) 一般の事業において、45歳の社員に対し185,500円の賞与を3月に支給した場合

	支給額の例	185,500円
① 健康保険料	総支給額の1,000円未満を切り捨てた金額に 5.225%を乗じます。 例:185,000円×0.05225 = 9,666円	9,666円
② 介護保険料	総支給額の1,000円未満を切り捨てた金額に 0.9%を乗じます。(40歳以上65歳未満の方から控除します。) 例:185,000円×0.009 = 1,665円	1,665円
③ 厚生年金保険料	総支給額の1,000円未満を切り捨てた金額に 9.15%を乗じます。 例:185,000円×0.0915 = 16,927円	16,927円
④ 雇用保険料(※)	総支給額に一般の事業は0.3% (建設の事業は0.4%) を乗じます 例:185,500円×0.003 = 556円	556円
保険料合計	①～④の合計額	28,814円

<賞与計算上の注意点>

- 社会保険料は1,000円未満を切り捨てた金額に保険料率を乗じますが、雇用保険料は1,000円未満を切り捨てる必要はありません。
- 円未満の端数は、50銭以下切り捨て、50銭を超えた場合は切り上げて1円となります。
- 3月に支給する賞与等の一時金は、**社会保険料を翌月支払の給与から控除している事業所においても新保険料率で計算する必要があります。**

保険料の改定等についてご不明な点がございましたら、弊社労務担当者へご相談ください。

このニュースレターの内容については、正確性に万全を期しておりますがその内容を保証するものではなく、これらの情報によって生じたいかなる損害についても当法人は一切の責任を負いかねますのでご了承願います。また、わかりやすさを優先し説明を簡略化すること、例外規定の存在、時間経過および法改正等により、当該内容が必ずしもすべての事案に適用されるものではないことを、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。